

○「平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて」（平成25年10月29日国自旅第268号） 抜粋

（別紙2）平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて

- I. 基本的な考え方 （略）
- II. 消費税率引き上げに伴う運賃・料金改定 （略）
 1. 消費税率引き上げに伴う運賃・料金改定の手続き
 - （1）上限運賃・料金の改定
現行の上限運賃・料金に消費税率引き上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金（以下「改定上限運賃・料金」という。）について変更認可の手続きを行うものとする。（以下略）
 - （2）軽微な運賃・料金（届出運賃・料金）の改定 （略）
 2. 消費税率引き上げに伴う上限運賃・料金の変更認可
 - （1）上限運賃・料金の変更認可の基準等 （略）
 - （2）上限運賃・料金の変更認可の申請及び認可の時期
 - ①原則として、平成25年12月10日までに改定上限運賃・料金について変更認可申請を行うものとする。
 - ②上限運賃・料金の変更認可は、平成26年3月上旬を目途に行う予定である。
 3. 改定上限運賃・料金の算出方法 （略）
 4. 実施運賃・料金の設定変更届出 （略）
 5. その他
 - （1）消費税率引き上げ分の転嫁による新たな運賃・料金の実施時期は、原則として平成26年4月1日からとする。ただし、議会手続きを要する公営事業者の場合など、平成26年4月1日から実施することができないやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
 - （2）消費税率引き上げ分の転嫁に併せて、それ以外の事由による上限運賃・料金の変更（以下「通常改定」という。）の認可申請を同時に行う場合には、消費税率引き上げ分と通常改定分とを明確に区分して申請を行うものとし、利用者に対してもその旨を公表するものとする。
（以下略）

(審理室でもち)

<今回の長崎自動車(株)の上限運賃変更認可申請について>

- 国土交通省としては、消費税については、消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本であるとして、消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処することとしていた。
- 長崎自動車(株)は、平成26年4月の消費税率引上げの際には消費税率引上げ分を転嫁した上限運賃・料金の変更認可申請はなかったが、今回の上限運賃変更認可申請は、輸送需要の減少及び燃料費高騰等の経費の増加により収支の均衡を保つことが困難になってきているためであるとしている。
- 平成26年4月の消費税率引上げによって、経費の増加があることは確かだと思うが、長崎自動車(株)が経費の中でも特に燃料費の高騰が負担になっていると申請理由にも記していることから、答申の理由1.の申請の理由については「輸送需要の減少及び燃料費の高騰により」と記載することとどめ、改定の中に消費税率引上げ分の転嫁が含まれているのではないかとの誤解を与えないためにも、消費税率引上げに伴う経費の増加については明記しないこととしたい。